

いじめ防止基本方針

帯広市立東小学校

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本方針

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

(平成18年度文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

以上の定義から、本校では、すべての教職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめ防止のための基本姿勢として、次の5つのポイントをあげます。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- ② いじめ早期発見のために、アンケート等の手段を講じます。
- ③ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体、専門家と協力して解決にあたります。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたります。

2. いじめ未然防止のための取組

「ほめる、認める、励ます」指導を心がけ、自己有用感や自尊感情を高めるとともに、相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。

道徳の時間には、命の大切さについて指導を行います。また、「いじめは、絶対に許されないこと」という認識を児童がもつように教育活動全体を通して指導します。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

① あいさつ運動

いじめゼロをめざした児童会活動を推進します。

② いじめ防止標語づくり、及び、いじめ0集会

各学年テーマを決め、全校集会を行っていじめ撲滅の決意をもたせます。

③ 道徳の日

毎月19日を友だちと仲良くする心や、自尊感情を育てる日として位置づけ、学級指導や道徳授業を通して、心と心の連携を図ります。

④ 転入生サポート

転入時はもとより、週1回学年研修に合わせて、学校に慣れるまで、関係教職員で、必要なサポートを確認して転入児童を支援します。

(2) 児童一人一人の有用感を高め、自尊感情を高める教育活動を推進

① 一人一人が活躍できる活動を行います。

- ・異学年交流（集会活動、休み時間の遊び活動など）
- ・児童会各委員会活動で自発的・自主的な活動を支援
- ・問題解決の学習、自主学习プリントの工夫

② 道徳授業を充実させます。

授業研究を行い、議論し考える授業づくりを進め、道徳的実践力を育てます。

③ 安心して自分を表現できる年間指導計画を作成します。

各教科で見通しを持って学習に取り組めるように、指導計画や指導方法、発問を工夫します。

④ 人とつながる喜びを味わえる体験活動を行います。

友だちと協力して創り上げる喜びや分かり合えるうれしさを味わわせることで、コミュニケーション力を高めます。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間、生活科等での道徳性育成につながる体験活動を行います。

3. いじめ早期発見・早期解決に向けて

(1) いじめ早期発見

- ① 「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識にたち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくことが必要です。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合、学年や生徒指導会議の場で気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守ります。
- ③ 様子に変化が見られる場合、積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談を行い、問題の早期解決を図ります。
- ④ 「学校生活アンケート」を年3回行い児童の悩みや人間関係の把握に努め、いじめゼロをめざします。

(2) 全教職員一致団結して問題解決

- ① いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、校長はじめすべての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして解決にあたります。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたります。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにも、どのように対応することがよいか指導しま

す。

- ④ 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたります。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、必要に応じて、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導を行います。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かします。決して、学校内だけで問題解決することはしません。
- ② 学校や家庭には、なかなか話すことができない状況であれば、「テレフォン相談」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討します。

4. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内組織

① 生徒指導委員会

学期に1回以上、全教職員で支援を要する児童について、現状や指導についての情報交換や対応について話し合います。

② 「いじめ防止対策委員会」(チーム会議)

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導部、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SSW 等によるいじめ防止対策委員会を必要に応じて行います。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

重大で緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に直ちに報告し、教頭は校長に報告します。状況により、生徒指導委員会、チーム会議等、校長の指示により、敏速に支援体制をつくって対処します。必要と判断される事案について、以下のようなメンバーの対策委員会参加を検討します。

PTA 会長、主任児童民生委員、教育委員会、他の関係機関(児童相談所、子育て支援課、保育所・幼稚園、中学校、警察署、連合町内会等)

5. いじめ防止の年間活動計画

- ・ 4月 いじめ防止基本方針の確認と周知
- ・ 5月 生徒指導交流会
- ・ 6月 校内研修
- ・ 7月 いじめに関するアンケート
- ・ 8月 生徒指導交流会
- ・ 9月 いじめ防止標語の取組
- ・ 10月 校内研修
- ・ 11月 いじめに関するアンケート
- ・ 12月 校内研修
- ・ 1月 学校評価いじめの項目の分析
- ・ 2月 いじめに関するアンケート、生徒指導交流会

<平成29年4月改定>